

令和5年度（2023年度）豊中市文化芸術振興・魅力発信のメタバース拠点創設業務委託  
公募型プロポーザル方式実施要領

1. 業務の目的

この業務は、2025年に開催される大阪・関西万博を契機に今後さらに加速して進んでいくと考えられるデジタル社会を見据え実施する。メタバースを活用した文化芸術振興・魅力発信の場を創設し、新たな発想や技術なども柔軟に取り入れながら、本市の文化芸術の取組みを創造・進化させ、文化芸術豊かな豊中のまちの魅力を市内外に広く発信していくことを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度（2023年度）豊中市文化芸術振興・魅力発信のメタバース拠点創設業務

(2) 業務内容

別添「令和5年度（2023年度）豊中市文化芸術振興・魅力発信のメタバース拠点創設業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月31日まで。

(4) 予算額

委託料の上限額：6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※別途契約締結にかかる交渉を行うため、この提案上限価格での契約を約するものではない。

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申

立てをしていない者であること。

- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 平成 30 年度（2018 年度）以降に、国及び本市を含む地方自治体から本業務と同様のデジタルアート・メタバース等の業務を請け負うとともに完了した実績があること。
- (9) 平成 30 年度（2018 年度）以降に、企業と連携してゲーム作成・3D やモーショントラッキング等の業務を担当した経験がある専門人材が在籍していること。

#### 4. 日程

	第一次審査がある場合 (応募者が 5 者以上の場合)	第一次審査がない場合 (応募者が 5 者未満の場合)
実施要領の公表	5 月 2 日（火）	
質問事項の締切	5 月 11 日（木）午後 5 時まで（必着）	
質問事項への回答	5 月 15 日（月）	
企画提案書の提出期限	5 月 19 日（金）午後 5 時まで（必着）	
第一次審査結果の通知予定日	5 月 26 日（金）	5 月 23 日（火）
第二次審査 (プレゼンテーション)	6 月 2 日（金）	
第二次審査結果の通知予定日	6 月 8 日（木）	
委託契約の締結予定日	6 月中旬	

※いずれも、令和5年（2023年）。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知する。

## 5. 応募方法

### (1) 提出書類の種類

No.	提出書類	留意事項	様式
1	参加表明書	提案者の社印及び代表者印を押印すること（PDF形式で提出する場合は不要）。	様式1
2	提案者の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・「従業員（人）」は企画提案書提出時の現員を記入すること。</li><li>・「業務内容」は代表的な業務分野を記入すること。</li><li>・「組織図」は企画提案書提出時の組織図を記入すること（別紙での提出も可能とする）。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を明示すること。</li></ul>	様式2
3	提案者の業務実績	平成30年度（2018年度）以降に、国および本市を含む地方自治体から受注したデジタルアート・メタバース等の業務実績を記入すること。	様式3
4	総括責任者及び担当者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・「従事分野の経歴等」は本業務に関して担当する活動分野について最終学校卒業後の経歴を記入すること。</li><li>・「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、平成30年度（2018年度）以降に、国および本市を含む地方自治体から受注したデジタルアート・メタバース等の業務のうち、担当した代表的なものについて、当該業務の概要及び担当した分野（総括、企画など）を記入すること（複数記入可）。</li><li>・平成30年度（2018年度）以降に、企業と連携してゲーム作成・3Dやモーションキャプチャー作成の業務を担当した経験がある専門人材の場合はその旨を記入すること。</li></ul>	様式4
5	業務執行体制調書	<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務の実施にあたってチームで取り組む体制及び特徴を記入すること。</li><li>・役割の欄には、本業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。</li><li>・現在担当している業務数の欄には、契約金額で税込み300万円程度以上の業務数を記入すること。</li><li>・主な勤務場所は都道府県名を記入すること。</li></ul>	様式5

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 5 のレイアウトは適宜に変更することを可能とする。</li> </ul>	
6	公募日から過去 3 年以内の処分歴等の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募日：令和 5 年（2023 年）5 月 2 日（火）</li> <li>・該当の有無を記入すること。</li> <li>・措置を受けた場合はその内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合はその写しを添付すること。</li> </ul>	様式 6
7	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙サイズは A4 判とし、以下の①②③④の内容を必ず記載すること。</li> <li>・イラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること（最終ページの【参考】を参照してください）。</li> <li>・企画提案書を作成したうえで、実際の空間イメージ・操作イメージ等を体験・体感できるコンテンツがある場合は、企画提案書内に URL を記載すること。</li> </ul> <p><b>【企画提案事項】</b></p> <p><b>①メタバース空間「（仮称）Toyonaka Art Connection World」の作成</b>  豊中らしさを盛り込んだメタバース空間デザインのイメージをご提案ください。提案の内容には以下の 2 点を盛り込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メタバース空間で使用するアバターのデザインイメージ</li> <li>・「バーチャル大阪」と連動する際の拡張イメージ</li> </ul> <p><b>②小中学生対象の ICT 人材育成プログラム</b>  小中学生対象に、デジタル技術を体験・学習できる講座を 3 つ以上ご提案ください。提案の内容には以下の 2 点を盛り込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①のメタバース空間内で使用するパーツやアバターを活用した内容</li> <li>・③のデジタルアート展覧会で展示する作品の作成</li> </ul> <p><b>③デジタルアート展覧会（②の小中学生対象の ICT 人材育成プログラムと連動）</b>  以下の 2 点をご提案ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メタバース空間とリアル会場で実施するデジタルア</li> </ul>	様式自由

		<p>ート展覧会のテーマとイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル分野のクリエイター等が仕事の魅力を語る講演会など、関連イベント</li> <li>・（仮称）とよなか創造フェア（※）との連携・連動についてご提案ください。</li> </ul> <p>※（仮称）とよなか創造フェア…令和元年（2019年）に実施したとよなか産業フェア（令和2・3・4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）との連携を予定しています（令和5年12月初旬開催予定）。とよなか産業フェアは、市内の産業や事業者の魅力を多くの市民の皆さんに知ってもらうため、市民との交流を通して自社のPRを行うことを目的に実施しているものです。今回、デジタルという観点から企業のデジタル技術やeスポーツの部分で連携・連動を検討しています。</p> <p><b>④リアル空間との連動イベント</b></p> <p>①のメタバース空間と豊中市内（東西軸および千里地区を想定）を連動させ、豊中市内を周遊する仕掛けを含んだイベントを提案してください。</p>	
8	見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙サイズはA4判で作成すること。</li> <li>・提案者の社印及び代表者印を押印すること（PDF形式で提出する場合は不要）。</li> <li>・件名は「令和5年度（2023年度）豊中市文化芸術振興・魅力発信のメタバース拠点創設業務」とすること。</li> <li>・見積額は消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地方消費税を明記すること。</li> <li>・内訳書を添付すること。</li> </ul>	様式自由
9	業務計画予定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業項目ごとに実施時期を実線で記載すること。</li> <li>・用紙1枚に収まるように記載すること。</li> </ul>	様式自由

(2) 提出方法：持参または郵送（市電子申込システムでの提出も可）

持参の場合は月～金曜日（祝・休日除く午前9時から午後5時）に受け付け

(3) 提出先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 都市活力部魅力文化創造課 文化芸術推進係（第一庁舎5階）

TEL:06-6858-2717

Mail : bunka@city.toyonaka.osaka.jp

(4) 提出形式

【持参または郵送の場合】

- ・応募書類（A4 縦型・左端綴）各 1 部（ファイル等で綴じずに、クリップ等で留めて提出）
- ・7.企画提案書のデータ（PDF 形式）を保存した CD-R 1 部（データ内にある提案者名（社印・代表者印・個人名含む）が見えないようにして提出）

【市電子申込システムの場合】

豊中市電子申込システムで「豊中市文化芸術振興・魅力発信のメタバース拠点創設業務」手続きを検索し、必要事項を入力の上、応募書類（PDF 形式）を添付し申し込むこと。申込完了すると申込完了通知メールが送信されます。

(5) 提出期限：令和 5 年（2023 年）5 月 19 日（金）午後 5 時（必着）

7. 応募書類の取り扱い

- (1) 提出後の応募書類の訂正・追加及び再提出は認めません。
- (2) 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、第一優先交渉権者の選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された応募書類等は返却しない。
- (4) 応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とする。
- (5) 郵送により提出する場合は、事務局に応募書類の到達について確認すること。

8. 質疑対応

質問がある場合は、「質問書」（様式 7）をメールで事務局あてに提出すること。

- ・提出先アドレス：bunka@city.toyonaka.osaka.jp
- ・提出期限：令和 5 年（2023 年）5 月 11 日（木）午後 5 時（必着）

なお、提出されたすべての質問及び回答は、令和 5 年（2023 年）5 月 15 日（月）に、市のホームページに掲載し、個別には回答しない。なお電話等メール以外の方法で質問は受付けない。

## 9. 選定方法

### (1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会において、企画提案書、見積金額、第一次審査及び第二次審査で提案内容を総合的に評価し、第一優先交渉権者を選考する。

#### 〈1〉 第一次審査

- ①応募事業者が5者以上の場合、提出書類の内容を踏まえて採点を行い、合計得点により順位を決定し、上位4者により第二次審査を行う。第一次審査がない場合は、その旨の通知を令和5年（2023年）5月23日（火）に全応募者あてに通知する。
- ②第一次審査通過者には、その旨と第二次審査（プレゼンテーション）の案内、その他の応募者には選考外となった旨を令和5年（2023年）5月26日（金）に通知する。

#### 〈2〉 第二次審査

- ①第二次審査は、提案書及び提出書類の内容について対面審査（Web 会議システム Zoom での参加も可）を行う。プレゼンテーション・質疑応答を踏まえ、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を第一優先交渉権者とする。ただし、合計得点の最も多い提案者が複数であった場合は、審査委員の多数決によって第一優先交渉権者を決定する。

### (2) 審査項目

審査項目	配分点数	評価ポイント
①業務実績・体制	20点	・提案者の業務実績 ・業務の体制 ・責任者・担当者の業務経歴及び保持資格、専任性
②メタバース空間 「（仮称）Toyonaka Art Connection World」の作成（デジタルアート展覧会含む）	40点	・デザイン性 ・豊中市の魅力が盛り込まれているか ・「バーチャル大阪」と連動するための拡張性はあるか
③小中学生対象のICT人材育成プログラム	40点	・講座内容 ・デジタル技術への理解・関心が高まるか
④デジタルアート展覧会	30点	・初心者から精通した人まで楽しめる内容か ・デジタルアートへの理解や関心が高まるか
⑤リアル空間との連動イベント	30点	・デザイン性、仕掛け ・メタバース空間とリアル空間の連動性 ・地域の魅力が生かされているか
⑥全体の評価	20点	・企画力、独自性
⑦業務見積	20点	・経済性及び金額の妥当性

⑧処分歴等	マイナス 評点	・ 公募日から過去3年以内の処分歴等
-------	------------	--------------------

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和5年（2023年）6月8日（木）にメールと郵便にて通知する。

なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続を経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものでない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、市のホームページ等により公表する。

## 10. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合

(2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(4) 事業者選定終了までの間に、応募提案の内容を意図的に開示した場合

(5) 委託限度額を超える提案を行った場合

(6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合

(7) 提案書類において虚偽の記載があった場合

(8) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合

(9) 一団体に複数の提案をした場合

(10) 提案に関して談合等の不正行為があった場合

(11) 正常な提案の執行への妨害等の行為があった場合

(12) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合

(13) 審査の公平性を害する行為があった場合

(14) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

## 11. 契約の締結

(1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、令和5年（2023年）6月中旬の契約締結を目的に、市と契約手続を行う。令和5・6・7年度の豊中市入札参加資格を有していない場合は、速やかに同参加資格の手続きを行うこと。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。



- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、「豊中市財務規則」に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）。

## 1 2. 留意事項

- (1) 本プロポーザル方式に要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報を含む。）を除いては、情報の公開を行う場合がある。
- (4) 提案内容に豊中市公式キャラクター「マチカネくん」や豊中市ブランドロゴを使用する場合は、事前に事務局に使用イメージを報告し、許可を得ること（「マチカネくん」の使用には、書類申請が必要となります）。
- (5) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- (6) 提出書類に記載された担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することができない。
- (7) 本プロポーザル方式の応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で通知すること。
- (8) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締切り以降、業務に係る質問も受け付けない。

## 1 3. 応募・質問等の問合せ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 都市活力部魅力文化創造課 文化芸術推進係

TEL：06-6858-2717

FAX：06-6858-3684

Mail：bunka@city.toyonaka.osaka.jp

**【参考】**

○豊中市ブランド戦略

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken\\_gakushu/bunka/culture\\_plan/brandsenryaku.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/bunka/culture_plan/brandsenryaku.html)

○豊中市魅力発信サイト

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/index.html>

○市PR冊子

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/introduce/pamphlet/toyonakapr.html>

○豊中市公式キャラクター「マチカネくん」

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/machikane/machikanekunirasuto.html>

○豊中市ブランドロゴ

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/miryoku/ichioshi/torikumi/toyonakalogo.html>

○豊中市文化芸術推進基本計画

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken\\_gakushu/bunka/culture\\_plan/bunkakeikaku.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/bunka/culture_plan/bunkakeikaku.html)

○東西軸活性化アクションプラン

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/touzaiziku/index.html>

○令和4年度実施事業「Toyonaka Art Connection」

<https://tac.speedinc-service.com>

○バーチャル大阪

<https://www.virtualosaka.jp>